

■ 修士論文要旨

EUにおけるコーポレート・ガバナンス

—企業経営機構の統合化—

Corporate Governance in European Union
: Harmonization of the Management System

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

明 山 健 師

AKIYAMA, Tsuyoshi

■ キーワード

コーポレート・ガバナンス/コーポレート・ガバナンス原則/欧州株式会社/アクションプラン/調和

本研究では、欧州会社法、加盟国の国内法、コーポレート・ガバナンス原則（以下「原則」という）などを検討することで、EUのコーポレート・ガバナンスを制度面から考察する。くわえて、加盟国による欧州会社法の国内法化とEU企業のM&Aにおけるコーポレート・ガバナンス改革を検討することで、EUのコーポレート・ガバナンスを実践面から考察する。

本論文では、企業の制度面と実践面の2側面からEUにおけるコーポレート・ガバナンスの特徴や問題点、課題を明らかにし、統合地域におけるコーポレート・ガバナンス統一プロセスのモデルを提示することを目的とする。ここで、各章の結論をまとめると、以下のとおりである。

第1章では、EUにおけるコーポレート・ガバナンスを研究することの意義を提示することを目的として、以下の3つを考察する。まず、コーポレート・ガバナンスを論じるにあたって、コーポレート・ガバナンスとは何かについて考察する。つぎに、グローバル化した市場における世界

標準化と地域化の展開について明らかにする。そして、EUにおける会社法の制定・改訂によるコーポレート・ガバナンスの調和にむけた展開を解明する。以上の3つを考察することで、EU地域でコーポレート・ガバナンスが調和されることの必要性和EUにおけるコーポレート・ガバナンスに関する研究の意義を提示するものである。

第2章では、原則が欧州会社法に与える影響を明らかにすることを目的として、以下の3つを考察する。まず、EUにおける原則の策定状況を明らかにする。つぎに、アクションプランを通して、原則が欧州会社法へ与えている影響を明らかにする。そして、今後のEUにおける原則の展望を考察する。以上の3つを考察することで、EUにおいて、原則によるEU地域のコーポレート・ガバナンスの収斂が進められていることを解明するものである。

第3章では、EUにおける少数株主保護制度の現状を明らかにすることを目的として、以下の3つを考察する。まず、CEMの定義と位置づけ、

EUにおけるCEMの現状、を明らかにする。つぎに、CEMと法起源の関係性および各国企業におけるCEMの実態を明らかにする。そして、EU法が定める少数株主保護制度の現状と課題を明らかにする。以上の3つを考察することで、EUにおいて、実践面で制度が定める以上に少数株主の保護を行っていることを明らかにするものである。

第4章では、欧州株式会社(Societas Europaea)が導入され、各加盟国のコーポレート・ガバナンス改革がどのような潮流にあるのかを明らかにすることを目的として、以下の3つを考察する。まず、EUにおいて、欧州株式会社が導入された背景と欧州株式会社導入前のコーポレート・ガバナンスの多様性を明らかにする。つぎに、EUにおいて欧州株式会社導入後に各加盟国で行われた改革について考察する。そして、欧州株式会社におけるコーポレート・ガバナンスの体系を明らかにする。以上の3つを考察することで、EUにおいて、欧州株式会社が導入されたことで、各加盟国内でコーポレート・ガバナンス体制の改革が行われ、欧州株式会社の形態をとらない企業にも欧州株式会社におけるコーポレート・ガバナンスが浸透していることを明らかにするものである。

第5章では、EUにおいて、活発化したM&Aが、コーポレート・ガバナンスに与える影響を明らかにすることを目的として、以下の3つを考察する。まず、EUにおいて、M&Aが活発になった背景を明らかにする。つぎに、EU企業を対象にM&Aの事例を挙げ、M&Aに伴う企業内部のコーポレート・ガバナンス改革について考察する。そして、M&Aにおいて、EU地域の企業がいかにしてEU地域外の企業のコーポレート・ガバナンスを融合して対応しているか明らかにする。以上の3つを考察することで、EUにおいて、EU以外の地域とのコーポレート・ガバナンスが企業内部で融合されていることを明らかにするものである。

本論文は、以上の5つの問題を明らかにすることで、統合地域においてコーポレート・ガバナンスは、(1) 原則を参照しつつ、(2) 加盟国のコー

ポレート・ガバナンスを調和した制度作りによって形作られ、(3) 再度地域で調和された制度を加盟国が取り入れ、(4) 企業レベルではM&Aによって、調和・統一の作業が進められることを提言するものである。また、EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和・統一作業は、統合地域のコーポレート・ガバナンスに求められるものである。